

# 介護保険料率改定のお知らせ

## 令和4年度介護保険料率 14/1,000⇒16.8/1,000 に引き上げに

介護保険制度は市町村が運営主体ですが、40歳～64歳の第2号被保険者分の介護保険料は、医療保険者（健康保険組合など）が徴収するよう定められています。

近年、介護保険利用者が増加しており、介護納付金額は年々増加している状況もあり、当健康保険組合でも、介護準備金の保有率が低くなっています。さらには、介護納付金に係る概算納付額は次のとおり推移する見込みであり、継続した財源不足が予想されます。

令和2年度	371,540千円
令和3年度	401,965千円 (対前年度比108.2%)
令和4年度	424,275千円 (対前年度比105.6%)

過去の納付金支出の決算値をベースに、現行の保険料率(14%)で将来予測を推計したところ、令和4年度に続き、令和5年度にも介護保険料率引上げが必須となる状況が伺えます。つきましては、介護準備金保有率、被保険者・事業主の負担増等を考慮し、当組合の保険料率の変更を下記のとおり実施いたします。

令和4年度保険料(3月保険料：4月徴収分)から保険料率は次のとおりになります



※ 任意継続被保険者は、4月分保険料から実施

(単位：%)

	令和4年度	令和3年度	増減
事業主	8.40	7.00	1.40
被保険者	8.40	7.00	1.40
合計	16.80	14.00	2.80

### ■ 予算の基礎数値

介護保険	
第2号被保険者	3,863人
第2号被保険者たる被保険者 (保険料負担者)	2,758人
特定被保険者	107人
平均標準報酬月額	446,921円

### ■ 介護保険

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険料	370,035	介護納付金	386,314
繰越金	0	還付金	100
繰入金	30,000	積立金	2
利子収入	1	雑支出	1
雑入	1	予備費	13,620
収入合計	400,037	支出合計	400,037

令和4年度  
予算

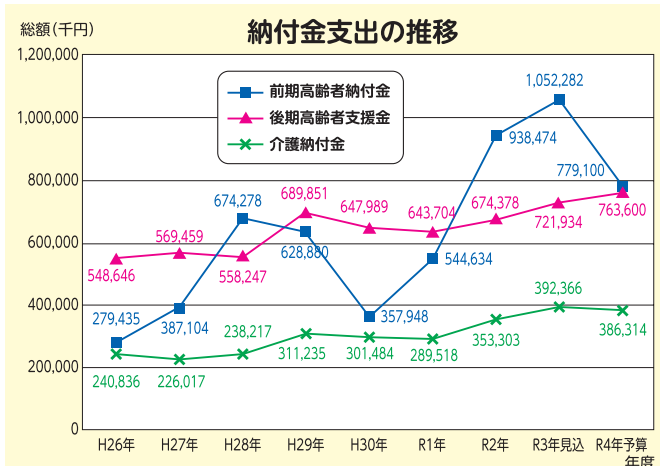
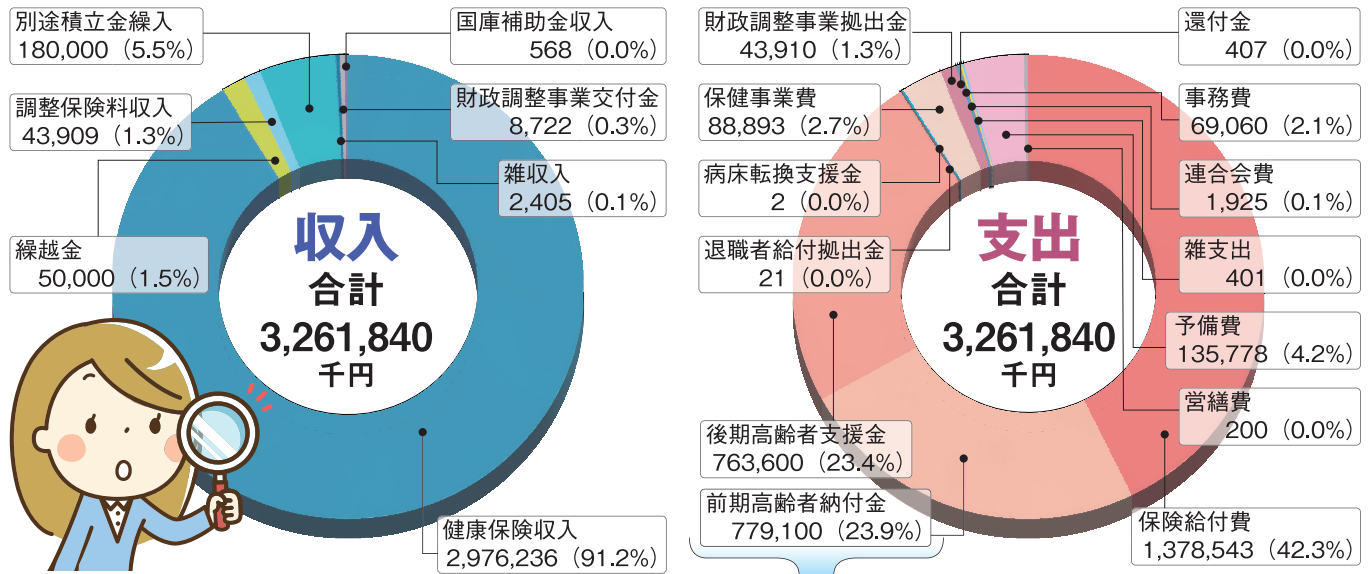
# 健康・介護ともに資産取り崩し予算に

## 他の制度への拠出金負担が大きく影響

令和4年度予算は、医療費支出や他の医療制度への納付金支出増による財源不足のため、前年度繰入金を投入するほか、別途積立金の取り崩しにより収支バランスを保つ予算編成となりました。経常収支では前年度より赤字幅は減少するものの、▲103,518千円となる赤字予算です。

一方、介護保険も昨年に引き続き介護準備金(3千万円)を繰入予算とするなど、100%の保有を義務付けられる介護保険準備金保有率にも影響が及び、令和4年度は大幅な財源不足に陥るため介護保険料率の引き上げが決定されました。

### 予算額内訳(単位:千円)



拠出金(納付金や支援金)は、さまざまな数値・係数を用いて算出され、概算・精算方式が用いられています。

**前期高齢者納付金のイメージ**

「[2年前の実績値に国が示す伸び率を乗じて推計した当年度の値]」を基に算出

「[2年前の実績値]」を基に算出

精算部分

$$\text{納付額} = \text{当年度概算額} - \left( \text{2年前概算額} - \text{2年前確定額} \right)$$

**前期高齢者納付金の当年度概算額**

$$\left( \text{前期高齢者の医療給付費} + \text{前期高齢者にかかる後期高齢者支援金} \right) \times \frac{\text{加入者調整率} \times \text{全国の前期加入率(国が示す係数)}}{\text{自健保の前期加入率}} - \text{自健保分}$$

グラフに示すように、後期高齢者支援金は緩やかな右肩上がりの線図を示しますが、標準報酬総額に国が示す係数を乗じることが背景となります。

一方で前期高齢者納付金は大きく乱高下する線図となっており、上記の前期高齢者納付金の当年度概算額(算出式)に示す当組合に加入する対象者(65歳~74歳)の医療給付費が大きく影響しています。したがって、みなさんが対象年齢に到達したとき、健康であり続けることが、将来の納付金支出や保険料率の低減効果にもつながります。

### 令和4年度保険料率

健康保険料率 90/1,000 (事業主:49/1,000 被保険者:41/1,000)

基本保険料率	特定保険料率	調整保険料率
医療給付や事業運営の費用 42.712/1,000	高齢者医療を支える費用 45.988/1,000	組合間共済の財源になる費用 1.300/1,000

### 予算の基礎数値

健康保険	
被保険者(男性:4,350人 女性:659人)	5,009人
平均標準報酬月額	395,288円
平均年齢	41.95歳
扶養率	0.96人

令和 **4** 年度

# 保健事業のお知らせ



当健康保険組合では、被保険者と扶養家族の皆様の健康保持・増進のために次のような保健事業を実施します。病気の予防・健康づくりのために積極的にご利用ください。

## 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査	死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防を目的に、メタボリックシンドロームに着目した健診。40歳以上75歳未満の扶養家族と任継者を対象に実施 ※パート勤務など、勤務先で健診受診された方は、特定健診の受診に代えることができ、その健診結果(写)を健保組合に提出することで、健保組合から500円相当商品券等の贈呈を予定(詳細は6月初旬に送付する個別の受診案内に記載)
特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病の判定値基準を超えて発病リスクが高く、生活習慣改善による予防効果を期待できる方について、保健師による食育や運動促進支援など、生活習慣を見直すサポートを実施

## 保健指導宣伝のための事業

健保だより『すまいる』の発行	事業広報と疾病予防を目的として年3回全被保険者に配布する(4・8・10月を予定)
リーフレット・冊子の配布	疾病予防等を目的に「がん・生活習慣病予防」等の啓蒙リーフレット・新入社員向けの社会保険冊子等を配布する
育児指導冊子の配布	第1子分娩の被保険者と扶養家族に対し、1年間育児指導冊子を各家庭に配布する
共同保健指導宣伝	健康保険組合連合会と共同で各種の保健指導宣伝を実施する
医療費通知	医療費の認識を促すため、毎月分の医療費を通知する(年4回)
ジェネリック医薬品差額通知	ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用時との差額を案内し、家計負担軽減を提言して利用促進を図る。特に継続した薬剤投与のある被保険者と扶養家族など
家族健診啓蒙案内	お住まいの市区町村が実施している住民健診をご案内しています。

## 健康づくりのための事業

体育行事助成	各事業所が実施する各種体育行事に補助する
スマイルウォーク	歩行距離を各自記録、目標達成者に記念品贈呈(2月頃)

## 疾病予防のための事業

人間ドック	人間ドックを受診した被保険者と扶養家族に3万円を限度として補助を行う
定期健康診断	各事業所が実施する定期健康診断の一部に補助する
生活習慣病健診	各事業所が実施する生活習慣病健診に対し補助を行う(希望者：健保負担約90%)
住民検診補助	居住地自治体が実施する住民検診を受診した扶養家族と任継者に、自己負担額を補助する(自己負担額1,000円以上を対象に、補助額上限は5,000円)
インフルエンザ予防接種補助	インフルエンザ予防接種を受けた被保険者と扶養家族に2,000円/一人を限度に補助する
禁煙サポート	スマートフォンを利用した通院不要のオンライン診療サービス(禁煙サポート)で、計5回の診察と医師の処方が必要なニコチンパッチ利用と、終了後の診察サポートを含むプログラムを提供
がんリスク検診(血液検査)	希望する被保険者と扶養家族にがんの疑いを確認するスクリーニング(異常有無の振り分け)検査となる、検体(血液)自己採取の郵送キット検診を実施(詳細は10月号でお知らせ) ※採取検体の未送付者は全額自己負担
大腸がん検診	希望する被保険者と扶養家族に大腸がん郵送キット検診を実施(自己負担200円：11月頃) ※採取検体の未送付者は全額自己負担
子宮がん検診	希望する被保険者と扶養家族に子宮がん郵送キット検診を実施(自己負担200円：11月頃) ※採取検体の未送付者は全額自己負担
常備薬の斡旋	すべて有償斡旋(5月頃および11月頃)
電話健康相談と心の相談	被保険者と扶養家族の身体の健康に関する電話相談と心の健康に関する電話によるカウンセリング ※共催事業として、事業主と共同実施(下記の☎と🧠を参照)
糖尿病重症化予防	血糖値境界域以上の対象者に糖尿病腎症予防を推進し、人工透析を必要とする重症化を防止する
BMI値改善支援	体重減少を目指した健康的な食生活の学習と、改善後のリバウンド防止を学習する



☎ 電話健康相談と 🧠 心の相談

在籍する事業主殿が広報される手順に沿ってご利用くださるようお願いいたします。



## お知らせ

### ◆令和4年度 任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者の保険料計算の基礎となる標準報酬月額は、健康保険法第47条の規定により、次のうち低い標準報酬月額を以って決めるとされています。

①本人退職時標準報酬月額

②当健康保険組合の全被保険者の前年9月30日現在の平均標準報酬月額

当健康保険組合の令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額は401,572円で、②に該当する令和4年度任意継続被保険者の上限算定の基礎となる標準報酬月額を次のとおりお知らせします。

◆ 標準報酬月額=410,000円

被保険者の皆さまへ

# 被扶養者資格の再確認にご協力ください



## 被扶養者と認められる主な基準

### 国内居住

#### ● 国内に住所がある

※外国に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族、観光・保養またはボランティア活動等のため一時的に海外渡航をする方は、日本国内に生活の基礎があると認められ、国内居住要件の例外として取り扱われます。

### 収入

#### ● 主として被保険者の収入で生計を維持している

#### ● 被扶養者となる方の年収が 130 万円（60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円）とする

#### ● 被扶養者となる方の年収が、被保険者の年収の 2 分の 1 未満である

### 被保険者との関係・居住状況

#### ● 被保険者との同居・別居いずれでもよい場合

- 配偶者（内縁関係でも可）
- 子、孫、兄弟姉妹
- 父母、祖父母などの直系尊属

#### ● 被扶養者との同居が条件となる場合

- 叔父叔母、姪甥などその配偶者、孫、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母や子など上記以外の 3 親等内の親族
- 内縁関係の配偶者の父母・子
- 内縁関係の配偶者死亡後の父母・子

※75歳以上の方は後期高齢者医療保険制度の被保険者になるため、被扶養者になれません。

被扶養者としての資格がなくなると、当組合の保険証は使用できません。使用された場合は、医療費の返金をしていただくことになります。

令和 2 年度（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）医療費の返還	60 件	293,321 円
--------------------------------------	------	-----------

## 被扶養者資格



**Q** 被扶養者が就職して健康保険に加入したのですが、被扶養者の資格は自動的に削除されますか？

**A** **被扶養者の資格削除の手続きが必要**ですので、すみやかに「被扶養者（異動）届」を提出してください。届け出をしないと、**2 つの健康に二重で加入していることになってしまいます。**

**Q** 被扶養者が就職して別の健康保険に加入しましたが、被扶養者の資格削除の手続きをしていませんでした。保険証は使用していませんが、何か問題はありますか？

**A** たとえ医療費の給付がない場合でも、健保組合が国へ納める後期高齢者医療制度への納付金の算定に影響が出てきます。この納付金の額は、被扶養者を含む加入者数によって決められているので、**資格削除の手続きを行わないと、当健保組合の納付金の負担が本来より重くなってしまいます。**被扶養者の資格を失った場合は、すみやかに手続きを行ってください。

**Q** 夫婦が共働きでともに被保険者の場合、子どもはどちらの被扶養者になりますか？

**A** **原則として年間収入の多い方の被扶養者となります。**収入が同程度の場合は、主に生計を維持している方の被扶養者となります。